



石狩市シニアプラザ 「はまなす学園」

高齢の方を対象とした、学習と交流の場です。
対象 60歳以上で、継続して参加できる市民

期間 5月18日(月)～平成22年2月15日(月) ※原則第1または第3月曜で、年15回

場所 花川北コミセン

内容 午前 健康、教養、医療問題などの講演／午後 クラブ活動

定員 70人(申込多数時抽選、新規優先)

費用 4500円

申込締切 4月20日(月)

申込・問合せ 市公民館
☎74-2249



英語プログラム 「放課後イングリッシュ」

歌やゲームで楽しく英語に触れます。

【市公民館開催】
日程 5月～平成22年3月の第1～3土曜(変則日程あり)

対象・時間 低学年コース(小学1・2年生) 13時15分～14時15分
／中学年コース(小学3・4年生) 14時30分～15時30分／高学年コース(小学5・6年生) 15時45分～16時45分

体験日 4月25日(土)

【樽川南第1会館開催】
日程 5月～平成22年3月の第1～3金曜(変則日程あり)

対象・時間 低学年コース(小学1～3年生) 15時～16時／高学年コース(小学4～6年生) 16時10分～17時10分

体験日 4月24日(金)

【共通事項】
定員 各コース20人(先着順)

費用 月3回2千円(教材費、保険料込)

講師 NPO法人小学校英語指導者認定協議会(I-SHINE)認定講師

持ち物 筆記用具等

申込方法 児童・保護者氏名・住所・学校名・学年・電話・アクセス番号・体験希望日・会場名を記入しアクセス

申込・問合せ NPO法人教育支援協会北海道支部札幌事務局
☎011-792-8833(月～金曜10時～17時)
☎011-792-8834

緑苑台小特別教室の開放 使用団体登録・使用申込

平成21年度(5月1日～)の使用団体登録と、前期(5～10月)の使用申請を受け付けます。

対象団体 原則、学区内に在住・在勤する10人以上で構成し、20歳以上の使用責任者を有し、週1回程度の定期使用ができる団体

開放施設名 ①音楽ホール

②多目的室 ③家庭科実習室

④コンピュータ室 ⑤創作室

⑥和室 ⑦図書室 ⑧陶芸窯

使用日時 月～金曜18時30分～21時／日曜9時～21時 ※毎週土曜と12月25日～1月7日を除く

使用料 ①②③200円(1時間)／④⑤⑥⑦100円(1時間)／⑧素焼き1回 900円・本焼き1回1800円

※スポーツ少年団・体育協会加盟団体・文化協会加盟団体・社会教育関係団体等は減免措置あり

申込方法 教育委員会管理課にある申請書等を持参・郵送またはアクセスで提出

申込締切 4月10日(金)※必着

申込・問合せ 〒061-3292 市教委管理課
☎72-3169 ☎75-2276

家電リサイクル法が改正されます

テレビ(液晶／プラズマ)・衣類乾燥機は、家電リサイクル法の改正により、4月1日から販売店が有料で回収し、家電メーカーがリサイクルします。市では回収しませんのでご注意ください。

家電リサイクル対象品目
テレビ(ブラウン管／液晶／プラズマ)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン

買い替える場合
○新たに購入する販売店に、費用を払って引き取ってもらう(費用＝リサイクル料金＋収集運搬料金等)

買い替え以外の場合
○以前に購入した販売店に、費用を払って引き取ってもらう(費用＝リサイクル料金＋収集運搬料金等)
○郵便局でリサイクル料金を振り込み、指定引取場所に自分で搬入し、引き取ってもらう(費用＝リサイクル料金＋振込手数料)
○家電回収協力店に、費用を払って引き取ってもらう(費用＝リサイクル料金＋収集運搬料金等)

家電回収協力店	電話	回収地域	家電回収協力店	電話	回収地域
(有)ヒットイン本店	73-5866	石狩市全域	(有)コバヤン電器	73-1819	旧石狩市域
エイト電器花川店	73-4114	旧石狩市域	ピパホーム花川店	76-2911	石狩市全域
はまなす洋電	73-2958	旧石狩市域	(有)佐藤時計店	79-3127	浜区・厚田区
CaDen石狩店	73-5454	石狩市全域	(有)ムゲン	0123-32-2695	旧石狩市域・厚田区
デンキの田村	73-3365	花川南・北地区			

ごみ対策課 ☎72-3126 ☎gomi@city.ishikari.hokkaido.jp

石狩市ふるさと応援寄附

平成20年7月から始まった、「石狩市ふるさと応援寄附」に、多額の寄附金が集まりました。皆さまのご厚意に心より感謝します。

◆寄附の状況(平成20年7月～12月).....

・市民活動の推進に関する事業	5,000円(1件)
・高齢者、障がい者等の生活を支援する地域福祉に関する事業	42,000円(3件)
・子育て支援、幼児教育等次世代育成に関する事業	45,000円(2件)
・スポーツ振興および健康増進に関する事業	483,500円(1件)
・その他目的達成のために市長が必要と認める事業	200,000円(6件)
合計	775,500円(13件)

※2つの事業を指定されている方が1人いるため、実際の寄附件数は12件です

◆使いみち.....
石狩市ふるさと応援寄附金は、「石狩市ふるさと応援基金」に積み立て、「石狩市ふるさと応援寄附使途選定委員会」で協議し、各事業に振り分けました。

775,500円のうち・・・
・ウォーキング推進事業(483,500円)
ノルディックウォーキングのポール等の購入費として
・AED(自動体外式除細動器)設置事業(200,000円)
3台購入(若葉小学校・花川小学校・聚富小中学校に設置予定です)
※残りの92,000円は基金に積み立てて、平成22年度以降に活用させていただきます

圏管財課 ☎72-3646
☎kanzai@city.ishikari.hokkaido.jp



●地域教育推進室 ckyouiku@city.ishikari.hokkaido.jp
●保健推進課 hokens@city.ishikari.hokkaido.jp

●こども家庭課 k-katei@city.ishikari.hokkaido.jp

双葉小校章が決定

平成22年4月に開校予定の双葉小学校の校章が、公募により決まりました。



赤色
緑色

校章の意味 石狩川、日本海、石狩平野の豊かな自然と、市木「かしわ」の双葉、「いしかりし」の文字を表しています。また、赤は希望の太陽と思いやりの心を、緑は健康づくりと学ぶ意志の強さを表現しています。

問合せ 地域教育推進室

☎72・3172



子育て

乳幼児医療制度が変わります

4月1日から、小学生の入院と指定訪問看護にかかる費用が助成対象となります。

助成対象 小学生(小学校入学後から12歳に達する日以後の最初の3月までが対象)の入院の医

療費、指定訪問看護の費用自己負担 住民税非課税世帯/初診時一部負担金のみ(医科580円、歯科510円、柔整270円) 住民税課税世帯/医療費の1割(上限4万4400円) ※所得制限あり

申請方法 入院時または退院後にお子さんの健康保険証と印鑑を持参して手続きしてください
※保護者の所得課税証明書が必要な場合もあり

申込・問合せ こども家庭課
☎72・3128

児童扶養手当支払日

4月10日(金) ※金融機関から引き出すまでに1、2日要するところがあります

問合せ こども家庭課
☎72・3128、各支所市民生活課

歯科検診・フッ素塗布

対象 前回のフッ素塗布から6カ月経過後の、4歳0カ月前後の子
日時 0・1・3歳代 4月15日(水)10時~11時 / 2・4歳代 4月21日(火)10時~11時

場所 りんくる
持ち物 母子健康手帳、歯ブラシ
問合せ 保健推進課
☎72・3124

乳幼児健康相談

保健師・栄養士が発育、離乳食、育児などの相談をお受けします。申込不要。

日時 4月20日(月)10時~11時30分

場所 りんくる
持ち物 母子健康手帳
問合せ 保健推進課
☎72・3124

こども発達相談

就学前のお子さんの育児について、発達相談員、保健師が応相談。

日時 4月23日(木)10時~15時
場所 りんくる

申込締切 4月17日(金)
申込・問合せ 保健推進課
☎72・3124

妊婦一般健康診査の助成回数が増える

妊婦健診の費用負担を軽減するため、4月より助成回数を5回から14回に拡大します。なお、3月までに妊娠届出を済ませた方には、新しい受診票の追加交付を行いますので、保健推進課または各区の市民生活課までお越しください。

問合せ 保健推進課
☎72・3124

石狩市の産業経済を担う地場企業等を活性化するために

【テーマ】石狩市地場企業等活性化計画の改定について

【市の原案の概要】この計画は、地場産財の開発・普及や市内における取引関係の強化拡大を通して本市経済の自立性向上を図っていくために必要な施策を総合的かつ計画的に進めていくためのものです。

計画の期間は平成21年度から23年度までの3年間で、最近の経済環境の大きな変化などを踏まえ、本市産業の現状と課題、今後の産業育成に関する施策展開の方向性を示します。

主な施策の内容

- 地域資源を活用した地場産財の開発
- 地場産財開発のための業種・業界を超えた連携
- 取引関係を強化・拡大するための支援 など

※詳しくは市HP、市役所1階情報公開コーナー、3階商工労働観光課、支所地域振興課でご覧いただけます

【提出期限】4月30日(木)
【意見の検討結果】5月中に公表予定
【問合せ】商工労働観光課 ☎72-3166
✉ syoukour@city.ishikari.hokkaido.jp

共通事項 **【意見の提出方法】**氏名・住所・連絡先を明記の上、文書持参・郵送・ファクス・Eメール・音声ファイル・録音テープのいずれかで提出。意見はどなたでも提出できます。
【提出先】〒061-3292 協働推進・市民の声を聴く課☎72-3153 ☎72-3199 ✉ kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

市役所や図書館などの年末年始の休日の変更を検討しています

【テーマ】石狩市の休日に関する条例の改正(年末年始の休日)

【市の原案の概要】石狩市の年末年始の休日は、12月31日から翌年の1月5日までと条例で定められていますが、北海道や札幌市など他市の休日と異なるために、混乱や不便を感じるという市民の声が多くあります。

これらを解消するため、石狩市の年末年始の休日を北海道や他市に合わせ、12月29日から翌年の1月3日までに変更しようとするものです。

【年末年始の休日の変更となる主な施設】市役所、支所、りんくる、コミセン、集会施設、観光センター、スポーツセンター、市民図書館、保育園、児童館など

※詳しくは市HP、市役所1階情報公開コーナー、3階総務課、支所地域振興課でご覧いただけます

【提出期限】4月15日(水)
【意見の検討結果】5月中旬までに公表予定
【問合せ】総務課 ☎72-3149
✉ soumu@city.ishikari.hokkaido.jp

暮らし 行事 募集 教育・文化 子育て 健康・福祉 保険・年金 防災 そのほか 6月号原稿締切は4月30日(木)です。